

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な引当金の計上基準

ア 使用済燃料再処理等引当金

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額(日本原燃株式会社で再処理等を行うものについては再処理等の実施に要する費用の見積額を1.7%で割引いた額、それ以外のものについては当期末における要支払額)のうち、当期末において発生していると認められる額を計上する方法によっている。

なお、平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異のうち、電気事業会計規則附則(平成17年経済産業省令第92号)第2条に定める金額(130,495百万円)については、平成17年度から15年間にわたり每期均等額を営業費用として計上することとしている。当期末における未認識の引当金計上基準変更時差異は113,096百万円である。

また、電気事業会計規則取扱要領第81による当期末における見積差異については、同要領に基づき翌期から再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の発生期間にわたり営業費用として計上することとしている。当期末における未認識の見積差異は19,042百万円である。

イ 使用済燃料再処理等準備引当金

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額(割引率4.0%)のうち、当期末において発生していると認められる額を計上する方法によっている。

また、平成17年度末までに発生した再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用については、電気事業会計規則附則(平成19年経済産業省令第15号)第2条に基づき当期に営業費用として計上している。

(追加情報)

再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料については、経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の原子力発電投資環境整備小委員会において、具体的な計画が固まるまでの暫定的措置として、再処理等に関する費用を引当金として計上する制度が検討された結果、電気事業会計規則が改正され、当期から使用済燃料再処理等準備引当金として計上している。

これにより、営業費用は6,976百万円増加し、当期経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ同額減少している。

なお、セグメント情報に与える影響については、「注記事項(セグメント情報)」に記載している。

ウ 原子力発電施設解体引当金

原子力発電施設の解体に要する費用に充てるため、原子力発電施設解体費の総見積額を基準とする額を原子力の発電実績に応じて計上している。

(追加情報)

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第44号)」及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第4項に規定する製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則(平成17年経済産業省令第112号)」が施行されたことにより、原子力発電施設解体費の総見積額の算定の前提となる放射性廃棄物のクリアランスレベル等が変更となった。これに伴い、経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の原子力発電投資環境整備小委員会において、解体に伴って発生する廃棄物の種類及び物量についての評価及びコスト分析等が行われた。

その結果、原子力発電施設の廃止措置費用の見積額については、モデルプラントを用いた試算によると全ての電気事業者のプラント合計で3,290億円程度増加するが、実際に引当てを行うためのユニット毎の廃止措置に係る見積額の計算方法については、今後適切に定められることが必要であるとの当該小委員会の報告書がとりまとめられた。このため、原子力発電施設解体費の総見積額の算定は従前の方法によっている。

なお、上記以外は、最近の有価証券報告書(平成18年6月29日提出)における記載から重要な変更がないため開示を省略します。